

## 警報なし津波 7月7日及び7月9日ヒアリングご指摘事項の反映について

本日提出のまとめ資料については、以下の7/7ヒアリングご指摘事項及び7/9の添六ヒアリングご指摘事項のうち、添八に関係するご指摘事項について添八まとめ資料へ反映しております。修正箇所は、緑字・緑枠で明示しております。

### 【7/7ヒアリングご指摘事項】

- ① 自主的工事実施における既許可設備に対する影響評価書を提出すること。  
⇒ (反映箇所) 7/9 提出済
- ② 資料3は、潮位計工事は自主的な安全性向上対策として着手しており、設工認の対象となる範囲は設工認に記載し、認可後に検査を受ける整理を記載すること。  
⇒ (反映箇所) 7/8 提出の資料3
- ③ 設工認における工事の方法の記載方針を提出すること。  
⇒ (反映箇所) 7/8 提出の資料4
- ④ 第3編 P70以降、入力津波は設定したトリガーの妥当性確認を行うものであるように記載修正すること。  
⇒ (反映箇所) 【第三編-6,71,72 ページ】
- ⑤ 第3編 P2、「審査ガイドに明記されない事項」は削除すること。  
⇒ (反映箇所) 【第三編-2 ページ】
- ⑥ 第3編 P10、「プラント影響」という表現と「施設影響」という表現を統一すること。  
⇒6/24 ヒアのご指摘を踏まえ、第三編全体を通じて、敷地遡上及び海水ポンプの取水性への影響があるエリア B の Es-K5 とエリア C の Es-T2 を「施設影響が生じる波源」とし、これらを用いた崩壊規模・破壊伝播速度のパラスタケースにおける津波水位計算結果を「施設影響が生じるケース」とし、記載を分けている。当該の記載は、発電所構外において、上記の波源とケースを包含するより幅広い範囲を含むことを表しているため、これらと明確に区別するために、現状の記載としたい。
- ⑦ 第3編 P10、津居山地点の TP1.0mの採用の考え方を記載充実すること。(構外地点の潮位観測器の台数、欠測時の対応も追記。)  
⇒ (反映箇所) 【第三編-10,11,139 ページ】
- ⑧ 第3編 P8、「トリガーを超える」という表現を修正すること  
⇒ (反映箇所) 【第三編-8,9,133 ページ】
- ⑨ 4セットの送受信ユニットの無線伝送の多重化の考え方を説明すること  
⇒ (反映箇所) 【第三編-110 ページ】
- ⑩ 第3編 P4、実力評価の記載は削除すること。合わせて、外郭防護2の対策要否の考え方を再考すること。  
⇒ (反映箇所) 【第三編-4,5,15,17,19,21,22 ページ】
- ⑪ 第3編 P101、表8の6項の記載を充実すること。  
⇒ (反映箇所) 【第三編-104 ページ】

### 【7/9ヒアリングご指摘事項】

- ⑫ 資料1のP2において、基準津波3・4が津波防護設計の観点からもパラメータに幅をもつ必要があることが

分かるように、選定方針②③の記載を修正すること。特に、「波源」という単語がパラメータの設定値も含んだ意味で使用されていることがわかるように定義した上で、理解しやすい記載となるように留意すること。

⇒ **(反映箇所)【第三編-7,8,125,126,133,134 ページ】**

- ⑬ 基準津波選定、トリガー設定、入力津波設定の3種の検討におけるパラメータ設定について、考え方を整理したものを資料に加えること。

⇒ **(反映箇所)【第三編-71 ページ】及び資料5「設置許可における基準津波とトリガーの設定方法及び入力津波の設定方針 並びに設工認における入力津波の確定方法について」**

以 上